

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課 （06-6208-7882）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	風致地区内における建築行為等に対する許可
概要	風致地区内において建築物の建築など所定の行為をしようとする者は大阪市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p><大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例></p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>（1）建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転</p> <p>（2）宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）</p> <p>（3）水面の埋立て又は干拓</p> <p>（4）木竹の伐採</p> <p>（5）土石の類の採取</p> <p>（6）屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積</p> <p>（7）建築物等の意匠（色彩を含む。）の変更</p> <p>第5条 市長は建築物等の新築又は増築で次に定める基準（第1号から第3号までに掲げる基準にあつては、当該新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められ、かつ、当該新築又は増築の行われる土地について、風致の維持に必要な植栽その他の措置が行われる場合を除く。）に適合するものについては、第2条第1項の許可をするものとする。</p> <p>（1）建築物の高さが15メートル以下であること</p> <p>（2）建築物（増築の場合は既設部分を含む。）の建築面積の敷地面積に対する割合が10分の4以下であること</p> <p>（3）建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては1.8メートル、その他の部分にあつては1メートル以上であること</p> <p>（4）建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと</p> <p>（5）建築物の敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、当該敷地について風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること</p> <p>など</p> <p>※その他の許可基準については、条例第6条～第8条をご覧ください。</p>
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課（06-6208-7882）
提出時期	随時
提出方法	許可申請書、添付書類を計画調整局計画部都市計画課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課（06-6208-7882）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000369588.html
備考	